

1998年4月30日法律第7788号 生物多様性法第80条に対する規定

MINAET（環境エネルギー通信省）-COMEX（貿易省）-第34958号

大統領、環境エネルギー通信大臣、貿易大臣による発令

行使権限の根拠

憲法第50条及び第140条第3項及び第18項、1978年5月2日法律第6227号行政法第25番、第27番第一段落、第28番第二段落b項、1998年4月30日法律第7788号生物多様性法第2条及び第80条、1994年6月30日法律第7416号生物多様性協定第15条及び付録、1990年6月5日法律第7152号環境エネルギー省組織法、1995年10月4日法律第7554号環境組織法、2008年6月4日政令第34582号MP-MIDEPLAN 通称「行政組織規制」

背景事項

- I. コスタリカ国が1994年6月30日法律第7416号法により承認し、1994年7月28日政府公報に掲載された生物多様性協定第15条及び1998年5月27日法律第101号政府公報に掲載された1998年4月30日法律第7788号生物多様性法第2条に定められる国家主権の原則に従い、コスタリカ政府は生物多様性構成要素について完全及び独占的主権を行使するものである。
- II. 生物多様性協定は生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、及び遺伝資源の利用から派生する利益における公正で平等な参加を目的とすること。
- III. 生物多様性法は行政府に対し、この法規が認める規則を適切に適用するため、前述法の必要な点について規定する任務を付与していること。
- IV. コスタリカ政府は自国の生物多様性及び生物資源の持続可能な利用に対し責任があることを認識した上で、この原則を生物多様性法に含まれる特定の手順において達成するための基準を定める必要があること。
- V. 生物多様性の構成要素が関係する革新に対し知的財産権または工業所有権を保護する前の生物多様性管理のための国家委員会技術局（CONAGEBIO）

原文タイトル：

Reglamento al Artículo 80 de la Ley de Biodiversidad, Ley N° 7788 del 30 de abril de 1998 N° 34958-MINAET-COMEX

原文リンク：<https://www.cbd.int/doc/measures/abs/msr-abs-cr4-es.pdf>

（最終アクセス日：平成27年7月28日）

への必須事前諮問について、また特許又は所有権の申請者が、コスタリカ領土における生物資源及び生物多様性の構成要素を革新に利用した場合、これらに対するアクセスに関する国の定める規則を遵守していることを詳細に記述する技術局による報告書の提出について、適用可能な手順を開発するため、生物多様性法第 80 条に対する規定を公布する必要があること。

VI. 本規定は生物多様性法に規定する仕組みに実効性を与え、コスタリカ領土における生物多様性の構成要素へのアクセス許可が付与される際、またこのアクセスにより革新または種の改良が行われる際に本国のこれら資源へのアクセスについての規制が遵守されることを保証することを目指していること。この規制は、同時に本国の生物多様性の構成要素の生物資源及び生化学資源の持続可能な利用及びこの利用の結果として派生する利益の公平で平等な分配を目的とする。

VII. また、生物多様性に関する最新の法規改正を鑑み、この条項を前述の法改正及び本国がこの点に関して諸外国に対し行った約束に合致させるために、生物多様性第 80 条に対する規定が必要である。

ここに以下を発令する。

1998 年 4 月 30 日法律第 7788 号生物多様性法第 80 条に対する規定

第 1 条 目的 本規定は、1998 年 4 月 30 日法律第 7788 号生物多様性法第 80 条に規定する必須事前諮問に適用可能な手順を開発することを目的とする。

第 2 条 必須事前諮問 国家種子局、知的財産権登記局、工業所有権登記局のどれも、コスタリカ領土における生物多様性の構成要素に関わる革新に対する知的財産権または工業所有権を保護する前に国家委員会技術局に諮問しなければならない。必ず、国家委員会技術局発行の原産地証明及び事前同意書を提出すること。

第 3 条 国家委員会技術局による正当な反対 生物多様性の構成要素及び生物生化学資源に関わる、あるいは関連伝統知識に関わる特許の申請の手続きにおいて、国家委員会技術局が特許申請に反対を示した場合、これは 1983 年 4 月 25 日法律第 6867 号発明図面工業モデル特許及び実用新案法及びその改正（以下、「特許法」とする）第 2 条に定める特許付与要件の不履行のみを主題とすることとする。国家委員会技術局への工業所有権登記局からの諮問は、特許法第 13 条に定める内容調査の段階内で行われるものとする。国家委員会技術局は、諮問を受けた時点より九か月以内にその回答を通知しなければならない。国家委員会技術局が反対を表明した場合、工業所有権の登記局は申請者に対しこれを通知することとし、申請者がこの通知を受領した日より 30 日以内に回答をするように告知するものである。この期間が過ぎると、特許法第 13 条に規定する審査に移ることとする。国家委員会技術局の反対もこれに対する申請者の回答も、特許法第 13 条第 5 段落に従い本決定において考慮されることとする。

第 4 条 コスタリカ国の生物多様性の構成要素へのアクセス及びその手順についての報告 本規定前条に倣い反対を表明する機会とともに、国家委員会技術局は特許申請者がコスタリカ国の生物多様性の構成要素へのアクセス及びその保護に関する法規を遵守しているか否かについての報告を提出しなければならない。国家委員会技術局は、工業所有権登記局からの諮問を受け付けてより 30 日以内にその報告書を提示しなければならない。国家委員会技術局発行の報告は工業所有権登記局を通じて申請者に対し通知されなければならない。申請者はこの通知を受領した日より 10 日間の期間中、国家委員会技術局にこの報告について問い合わせることができる。また、申請者はその後さらに 5 日間の間に関連証拠を提出することができる。

この期間が経過した後、国家委員会技術局は 30 日の間に案件の内容について最終決定を発行することとする。

第 5 条 コスタリカ国の生物多様性の資源へのアクセスについての法規の不遵

守 国家委員会技術局が、特許申請者はコスタリカ領土内における生物多様性の構成要素を、現行法規を遵守せずに利用したと判断した場合、該当要件を遵守させるため、その件の複雑さに応じて妥当な期間が与えられるものである。指定された期間中に申請者がこの要件を満たさない場合、要件が完全に満たされるまでの不遵守日数に応じ罰金が科されるものとする。申請者は、生物多様性法第 107 条に倣い、国家委員会技術局の決定に対し不服申し立てを行うことができることとする。決定に対する不服申し立てにより罰金の徴収が中止されることはないものとする。

第 6 条 罰金の計算法 本規定前条に述べる生物多様性の資源へのアクセスに関する現行法規の不遵守による罰金の金額は以下の通りである。

- a) 不遵守期間三か月未満：一日ごと基本給の六分の一
- b) 不遵守期間三か月以上九か月未満：一日ごと基本給の三分の一
- c) 不遵守期間九か月以上十二か月未満：一日ごと基本給の二分の一
- d) 不遵守期間十二か月以上：一日ごと基本給

生物多様性の構成要素へのアクセスに関する法規の不遵守による罰金の金額は、生物多様性管理のための国家委員会及びその技術局の費用に充てられることとする。

第 7 条 アクセス要件の遵守が後に完了した場合 申請者は、国家委員会技術局決定により指示された要件の遵守が完了したことを技術局に対し通知し、履行の保証に必要な書類をもってこれを証明しなければならない。

技術局はこの情報を受領し、申請者の遵守状況を確認することとする。遵守が確認でき次第、該当罰金の徴収を中止するものとする。

申請者が遵守を完了した日付以降に罰金が徴収された場合は、技術局はその徴収金額を返還するよう命じる決定を発行することとする。

以上は、本規定に含まれない場合において適用される生物多様性法第112条の規定は別とする。

第8条 補足規則 本規定において別の特定規定がある場合を除いて、行政法により規制される通常手順または略式手順についての規定は場合に応じて適用可能である。

資源については、生物多様性法第107条の規定が適用される。

第9条 効力 2009年1月1日をもって発効する。

共和国大統領府、2008年12月11日